

# 第3次河南町地球温暖化対策実行計画

(河南町の事務・事業に係る温室効果ガス削減計画)

【平成27年度～平成32年度】

平成28年5月

大阪府 河南町

# 目 次

---

## 第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 計画期間等・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・3

## 第2章 第2次実行計画（平成25年1月）の評価

1. 温室効果ガスの排出状況・・・・・・・・・・4

## 第3章 二酸化炭素の排出状況

1. 資源及びエネルギーの使用量・・・・・・・・5
2. 二酸化炭素の排出量・・・・・・・・・・5
3. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・7
4. 施設別要因別の排出状況・・・・・・・・7

## 第4章 環境方針及び削減目標

1. 環境方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

## 第5章 具体的な取り組み

1. エネルギーの使用の削減・・・・・・・・10
2. 公用車の適正な使用・・・・・・・・10
3. リサイクルの推進と廃棄物等の発生抑制・・11
4. 環境に配慮した物品購入の推進・・・・・・・・11
5. 公共事業における環境配慮・・・・・・・・11
6. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

## 第6章 計画推進のために

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2. 点検、評価及び公表・・・・・・・・・・12
3. 職員研修・情報提供・・・・・・・・・・12

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 計画策定の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものです。

このたび、第2次実行計画が平成26年度をもって終了したことに伴い、新たに「第3次実行計画」を策定するものです。

なお、本町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### 2. 計画期間等

計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

また、削減目標については平成26年度を基準年度として設定します。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

### 3. 対象範囲

本計画の対象範囲は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。

図表 1 対象施設一覧

施設名称	施設名称
河南町役場	大宝低区配水池
河南町消防団白木分団詰所	さくら坂低区配水池
河南町立中央公民館	さくら坂高区配水池
河南町立中央公民館図書室	白木加圧ポンプ場
河南町立大宝地区公民館	芹生谷加圧ポンプ場
河南町立総合体育館	持尾加圧ポンプ場
河南町立テニスコート	上河内加圧ポンプ場
河南町立総合運動場	北加納加圧ポンプ場
河南町立グラウンド・ゴルフ場	平石加圧ポンプ場
河南町立中央保育園	青崩水源地
河南町立石川保育園	河南町立多目的広場
河南町保健福祉センター	なかむら公園
やまなみホール	大宝西公園
河南町農村環境改善センター	大宝中央公園
河南町農村活性化センター（道の駅かなん）	ネオポリス公園
河南町立白木小学校	大宝北公園
河南町立河内小学校	大宝南公園
河南町立中村小学校	大宝東公園
河南町立近つ飛鳥小学校	大宝公園
河南町立中学校	大ヶ塚公園
河南町立かなん幼稚園	さくら坂南公園
河南町立河内幼稚園	さくら坂北公園
河南町立学校給食センター	さくら坂南中央公園

一須賀浄水場	白木山公園
石川公園	さくら坂南2号公園
鈴美台公園	さくら坂南3号公園
鈴美台西公園	さくら坂南4号公園
大宝3丁目東公園	さくら坂南5号公園
鈴美台南公園	寛弘寺古墳公園
さくら坂南中央公園	史跡金山古墳公園
さくら坂南1号公園	各施設保有の公用車

#### 4. 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律では、次の6種類の温室効果ガスを対象としていますが、第2次実行計画の期間中に、温室効果ガスの排出量が全体の大半を占めている「二酸化炭素」を削減の対象とします。

その他の5種類については、発生量が少ないことが予想されることや、活動量の把握が技術的に困難であることから、算定の対象外とします。

図表2 温室効果ガスの種類及び主な発生源

温室効果ガスの種類		主な発生源
二酸化炭素	CO <sub>2</sub>	燃料（ガソリン、灯油、都市ガス等）の使用、他人から供給された電気や熱の使用、廃棄物の焼却
メタン	CH <sub>4</sub>	ボイラーにおける燃料の燃焼、ガス機関又はガソリン機関の燃焼、自動車の走行、下水又はし尿処理、廃棄物の焼却、家畜の反芻やふん尿処理
一酸化二窒素	N <sub>2</sub> O	ボイラーにおける燃料の燃焼、ガス機関又はガソリン機関の燃焼、自動車の走行、下水又はし尿処理、廃棄物の焼却、笑気ガス（麻酔剤）の使用、化学肥料の施肥
ハイドロフルオロカーボン類	HFC	カーエアコンの使用時の漏出又は廃棄時の排出、噴射機、消火器の使用又は廃棄に伴う排出
パーフルオロカーボン類	PFC	半導体の製造工程等において使用
六ふっ化硫黄	SF <sub>6</sub>	電気機械器具の使用時の漏出又は廃棄時の排出

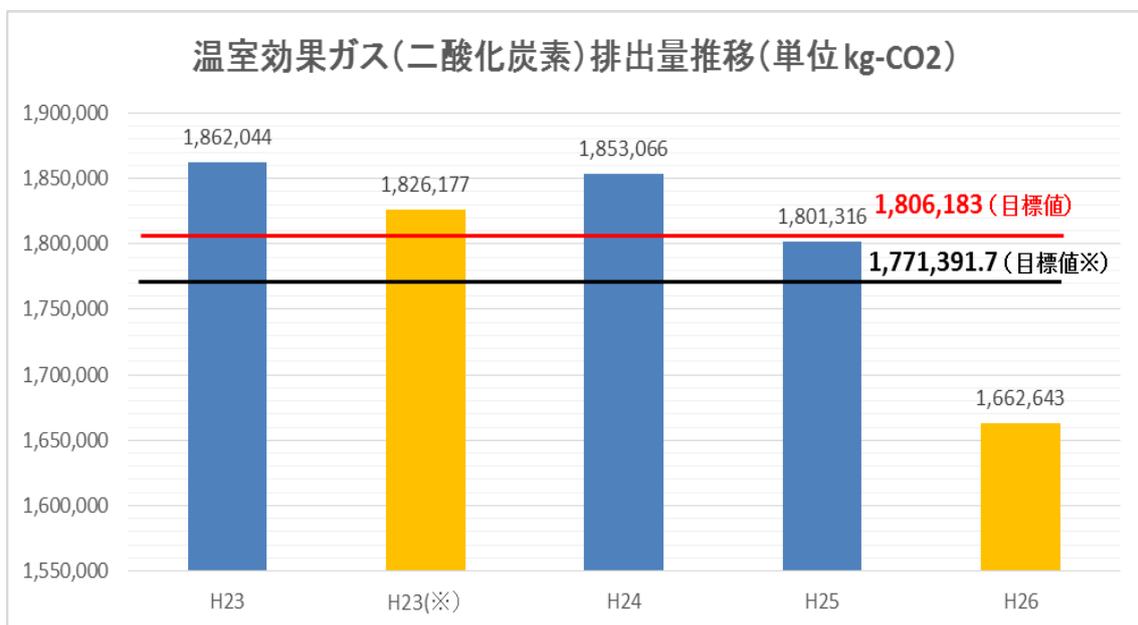
## 第2章 第2次実行計画（平成25年1月）の評価

### 1. 温室効果ガスの排出状況

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項の規定に基づき、本町の全ての事務及び事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制のための第2期計画として平成25年1月に策定した「第2次河南町地球温暖化対策実行計画」では、平成26年度に平成23年度比で3%削減することを目標としていました。

平成26年度の削減状況を、平成26年度から富田林市消防本部に移管した消防署施設等の数値を除外した平成23年度比で見ると、約9%と目標を達成しています。

図表3 平成23年度から平成26年度までの温室効果ガス排出量の推移



※ グラフの黄色の着色部分は、平成26年10月から事務委託に伴い河南町消防本部・消防署等が富田林市消防本部の所管となったので、平成23年度及び平成26年度の排出総量から河南町消防本部・消防署等を除外した数値で比較しています。

また、H23(※)から3%削減した値を目標値※として示しています。

## 第3章 二酸化炭素の排出状況

### 1. 資源及びエネルギーの使用量

本町の事務及び事業における基準年度（平成26年度）の資源及びエネルギーの使用量は次のとおりです。

図表4 資源及びエネルギーの使用状況

大項目	小項目	実績値	単位
エネルギーの使用量	ガソリン（公用車の使用を除く）	12.0	ℓ
	灯油	118,686.0	ℓ
	軽油（公用車の使用を除く）	0.0	ℓ
	液化石油ガス（LPG）	5,622.5	N m <sup>3</sup>
	天然ガス（液化石油ガスを除く）	751.0	N m <sup>3</sup>
	電力	4,016,500.0	Kwh
公用車で使用する燃料の使用量	ガソリン	13,187.6	ℓ
	軽油	14,362.9	ℓ

### 2. 二酸化炭素の排出量

本町の事務及び事業における基準年度（平成26年度）の二酸化炭素総排出量は、下記のとおりです。

図表5 温室効果ガス（二酸化炭素）の総排出量

大項目	小項目	温室効果ガス（二酸化炭素）排出量
		Kg-CO <sub>2</sub>
燃料の燃焼	ガソリン	30,643.2
	灯油	295,466.2
	軽油	37,127.0
	液化石油ガス（LPG）	33,553.2
	天然ガス	1,677.6
電気の使用	一般電気事業者	2,132,759.2
総計		2,531,226.4

※ 第2次実行計画の二酸化炭素排出量との差は、排出係数の違いが主な原因です。

平成26年度（基準年度）二酸化炭素総排出量 2,531,226.4 (kg-CO<sub>2</sub>)

※ 温室効果ガス排出量の算定に係る排出係数について

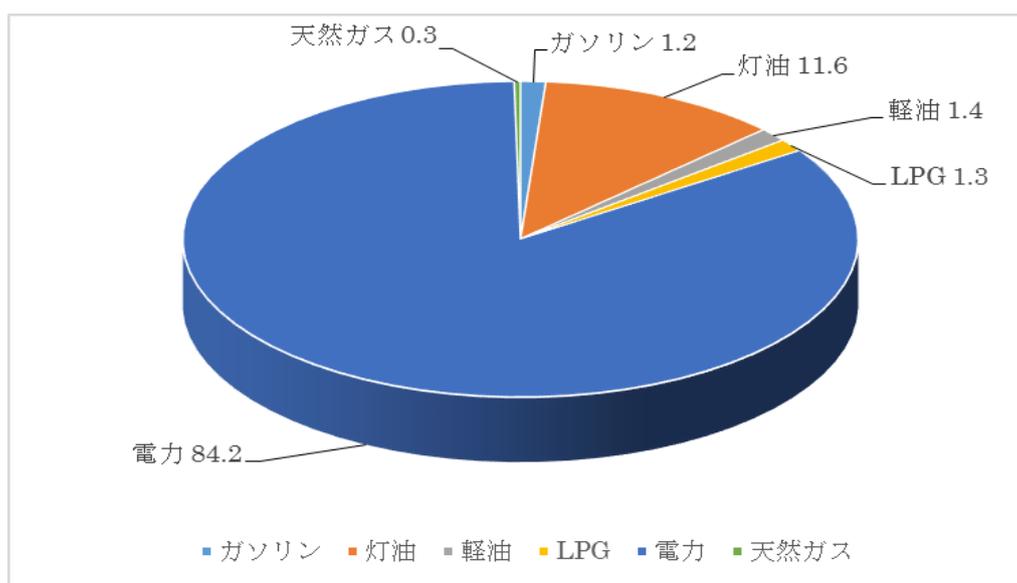
「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き（平成26年3月 環境省）」に基づき、実行計画の実施状況を適正に評価する視点において、基準年度の排出係数で固定して算定することとし、本計画の進捗状況の評価は、基準年度（平成26年度）に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」により定められた排出係数を、計画期間中も継続して使用することとします。

ただし、電気事業者より本町が購入した電力については、関西電力の平成26年度の排出係数（0.531kg-CO<sub>2</sub>/kWh）を使用することとします。

### 3. 要因別の排出状況

基準年度である平成26年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、電力が最も多く、約84%を占め、次いで灯油、軽油、液化石油ガスとなっています。

図表6 二酸化炭素排出量の排出要因別割合 単位：%



### 4. 施設別要因別の排出状況

二酸化炭素排出量を施設別にみると、ポンプ場・浄水場からの排出量が最も多く、次いで福祉厚生施設となっています。また、排出要因別に見ると、公用車を除いた施設において、電力の使用による排出が最も多くなっています。

図表7 施設別要因別二酸化炭素排出量 単位：kg-CO<sub>2</sub>

施設の区分	ガソリン	灯油	軽油	LPG	天然ガス	電力	合計
庁舎関係	0.0	0.0	0.0	1,220.4	0.0	309,924.4	311,144.8
教育文化施設	0.0	0.0	0.0	292.3	113.9	202,639.9	203,046.1
福祉厚生施設	0.0	172,740.1	0.0	10,778.8	0.0	503,599.2	687,118.1
農業施設	0.0	1,244.7	0.0	15,158.2	0.0	57,713.3	74,116.2
学校教育施設	27.7	121,481.4	0.0	6,103.5	1,563.7	329,272.2	458,448.5
ポンプ場、浄水場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	719,045.6	719,045.6
公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10,564.6	10,564.6
公用車	30,615.5	0.0	37,127.0	0.0	0.0	0.0	67,742.5
総計	30,643.2	295,466.2	37,127.0	33,553.2	1,677.6	2,132,759.2	2,531,226.4

## 第4章 環境方針及び削減目標

### 1. 環境方針

本計画の環境方針は、平成20年5月に認証・登録し、平成26年5月に更新・登録している「エコアクション21」における環境方針と連動するものとします。

#### エコアクション21（抜粋）

##### □環境理念

河南町は、金剛・葛城の山々の美しく緑豊かな自然の恵みの中で、生活を営み、歴史と文化を培ってきました。

今日ある社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調として経済発展し、生活の利便性や物の豊かさなどをもたらしました。しかし、一方では、これらの社会活動によって、二酸化炭素など温室効果ガスの排出による地球温暖化や廃棄物処理の問題など、地球規模で深刻な環境問題を招くことになりました。

河南町では、このような現状の認識のもとに、自治体として、地球温暖化防止対策の推進や持続可能な循環型社会の構築など率先して取り組み、環境にやさしい持続的発展ができるまちづくりの実現を目指します。

##### □基本方針（取り組み）

- ①緑豊かな自然環境の保全に努め、人と自然が共生できるまちづくりを目指します。
- ②温室効果ガスの発生を抑制するため、省エネルギー・省資源化に努めます。
- ③循環型社会（Reduce＝廃棄物の発生抑制・Reuse＝再使用・Recycle＝再資源化）を推進し、廃棄物の排出量の削減に努めます。
- ④事務用品等のグリーン購入を推進します。
- ⑤環境にやさしいまち「河南町」を実現するための施策を推進します。
- ⑥職員研修を実施し、環境問題に対する意識の高揚に努めます。

## 2. 削減目標

削減目標は、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に定める特定事業者<sup>※</sup>の削減目標並びに大阪府地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に準拠し、平成32年度に平成26年度比で、温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>換算）を次のとおり削減することを目標とします。

区 分	基準年度排出量 平成26年度	削減目標	目標年度排出量 平成32年度
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	2,531,226.4kg-CO <sub>2</sub>	6%以上	2,379,352.8kg-CO <sub>2</sub> 以下

※「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に定める特定事業者

（ 府内において燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量が、原油換算燃料等使用量で1,500k1/年以上の事業者を指し、特定事業者は削減目標が3年間で3%以上となっています。 ）

## 第5章 具体的な取り組み

本計画の削減目標達成に向け、次に掲げる対策に取り組みます。

### 1. エネルギーの使用の削減

#### 具体的な取り組み

- 冷暖房機器は適切な温度設定にし、集中管理することにより使用時間の短縮等に努める。
- クールビズ・ウォームビズを推進する。
- 冷房時はカーテンやブラインド等により日射を遮り、暖房時は自然光を取り入れ、空調効率を上げる。
- 晴天時の始業前や昼休み、時間外勤務時は、業務に支障のない範囲で消灯する。
- 廊下、階段等及び未使用のスペースは、住民サービスに支障のない範囲で、照明の消灯や間引きなどをする。
- エレベーターは、執務時間中の台数制限と執務時間外の運転休止を行い、できるだけ階段を利用する。
- OA機器は使用しない時は省電力モードにし、長時間使用しない場合は電源をOFFにする。
- ガス瞬間湯沸し器の種火は、使用時以外は消す。また、食器等の洗浄の際は、温度設定に配慮する。
- ガスコンロを使用する場合は、強火を多用しない。
- 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- 空調機器、照明器具、事務機器等はこまめに清掃する。
- 事務改善による時間外勤務の縮減に努めるとともに、毎週水曜日の定時退庁日の実施を徹底する。

### 2. 公用車の適正な使用

#### 具体的な取り組み

- 出張時は、公共交通機関の利用に努める。
- 近場の移動には、電動アシスト自転車を活用する。
- 効率的な運用を図るため、可能な限り集中管理に移行する。
- エコドライブを実践する。
- 公用車を更新するときは、ハイブリット車や電気自動車など環境負荷の少ない車の導入に努めるとともに、導入後は、積極的に活用する。
- 公用車の定期的な点検・整備を実施する。

### 3. リサイクルの推進と廃棄物等の発生抑制

#### 具体的な取り組み

- 庁舎内から排出される可燃ごみは、再生可能紙・新聞・雑誌類・その他ごみに分別し、カン、ビン、ペットボトルなども分別を徹底し、再資源化を推進する。紙ごみのシュレッダー処理を抑制する。
- 家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、パソコンを廃棄する際は、適切に処理する。
- 印刷物の目的・特性等に応じて、両面印刷、2 in 1印刷等の実施、裏紙の利用、電子媒体による文書の共有化により使用枚数を削減する。
- 会議資料の簡素化・ワンペーパー化と、作成部数の適正化に努める。
- 使用済み封筒を再利用する。会議時に封筒を配付しない。
- 使い捨て容器を使用している飲食品の利用は控えるなど、ごみの減量化に努める。
- 割り箸の使用をできるだけ控え、マイ箸を利用する。
- 物品等の再利用や修理による長期利用に努める。
- 公用車の洗車や清掃等の際には、水の使用量の抑制に努める。その他日常的に節水を心がける。

### 4. 環境に配慮した物品購入の推進

#### 具体的な取り組み

- 事務用品は、エコマークやグリーンマークなど環境ラベリング対象製品を優先的に購入する。
- 事務用品は、詰め替えやリサイクルが可能な製品の購入に努める。
- 事務用品の計画的な購入と、適正な在庫管理に努める。
- 電気製品は、耐用年数が長い製品を購入する。
- 電気製品の新規購入やレンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものとする。

### 5. 公共事業における環境配慮

#### 具体的な取り組み

- 計画や設計の段階から、環境への負荷の少ない建築資材、建設機械、工法等に配慮する。
- 町有施設への太陽光発電システム等再生可能エネルギーの導入に努める。
- 温室効果ガスの排出量の少ない燃料を使用する設備の導入に努める。
- 省エネルギーに配慮した照明器具等の導入に努める。
- 町有施設及びその敷地の緑化に努める。

### 6. その他

#### 具体的な取り組み

- 河南町地球温暖化防止活動推進員による「花畑を作ろう・育てよう」を推進する。
- かなん桜プロジェクト推進会議による「さくらの植樹」を推進する。

## 第6章 計画推進のために

### 1. 推進体制

---

推進委員会、幹事会、推進員及び事務局を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### ①推進委員会

副町長を委員長とし、その他部長職の構成員をもって組織し、計画の策定、実施、点検及び見直しを行います。

#### ②幹事会

地球温暖化対策担当課長を幹事長とし、その他課長職の構成員をもって組織し、計画の策定、実施、点検及び見直しの具体的事項を検討し、調整します。

#### ③推進員

各課及び各出先機関に1名以上の推進員を置き、計画が着実に実行されるよう、他の職員へ周知徹底を図るとともに、取り組み状況を把握しつつ、日常的な点検を進めます。

#### ④事務局

事務局を地球温暖化対策担当課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

### 2. 点検、評価及び公表

---

毎年度、事務及び事業の実施に伴う温室効果ガス排出量の算定を行い、推進委員会及び幹事会において年1回の点検、評価を実施し、継続的な改善に取り組みます。

また、削減目標の進捗状況については、町のホームページにより毎年度公表します。

### 3. 職員研修・情報提供

---

環境問題に対する職員の意識の高揚を図るため、研修会や学習会を計画的に実施します。

また、電子掲示板やメール、その他印刷物を活用し、職員が参加出来る環境保全活動や、環境に関する必要な情報提供を行います。